女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の情報公表

公表日：令和６年６月 24 日

	男女の賃金の差異 **（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）**
全労働者	72.2%
常勤職員	79.6%
非常勤職員	121.4%

対象期間：令和５事業年度（令和５年４月１日から令和６年３月 31 日まで）

賃金：基本給、超過勤務に対する手当、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

常勤職員：出向者については、本学において給与を支給している者を含む。

非常勤職員：契約職員、パートタイム職員を含み、派遣社員を除く。